

第四十六回 参議院地方行政委員会會議録第三十四号

昭和三十一年五月二十六日(火曜日)
午後一時三十八分開会

委員の異動
五月二十六日
補欠選任
武寿君 浅井 亨君

出席者は左のとおり。
委員
理事
竹中 恒夫君
石谷 憲男君
西田 信一君
松木 賢一君
井川 伊平君
熊谷太三郎君
沢田 一精君
館 哲二君
鈴木 壽君
林 虎雄君
松澤 兼人君
浅井 亨君

衆議院議員
参議院議員
政府委員
自治大臣官房長 松島 五郎君
自治大臣官房 山本 弘君
参事官 佐久間 曜君
自治省行政局長 佐久間 曜君
事務局側
常任委員会 鈴木 武君
参事官 鈴木 武君

本日の会議に付した案件
○行政書士法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
○地方行政連絡会議法案(内閣提出)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから、地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
五月二十六日付、辻武寿君辞任、浅井亨君選任。以上であります。

○委員長(竹中恒夫君) 初めに、行政書士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。御質疑の方は御発言を願います。
○松澤兼人君 提案者の代表の方に二、三御質問を申し上げたいと思ひます。

改正法律案は、非常に簡単なものであります。衆議院におきましては各派の共同提案として成立したものであります。内輪のいろいろの話はあつたかもしれませんが、委員会として別段これという掘り下げた御質問はなかつたと思ひます。拝見いたしましたから、参議院におきましてでもできるだけ迅速に結論を出したいという考えはあるわけでありまして、ただ、この中には、相当重要な問題も含まれておりますので、御質問して御答弁を得たい、こう思ひます。衆議院における行

政書士法の一部を改正する法律案が委員会として提案されました経緯について、まず第一にお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(佐久間曜君) 私ども承知をいたしておりますところで申し上げます。行政書士法の今回の改正点を含めまして、行政書士会の連合会のほうから、これまでしばしば国会に請願が出されておつたのでございます。私ども行政府に對しては、その請願につきましても、その請願に對しては、きまつたことのあるわけでございます。このたびの改正は、そのように、従来たびたび国会に出されておりました請願の中の事項の中で、さしあたり改正することを適當と御判断になられました二、三の点について改正をなされたのでございます。

○松澤兼人君 請願があつて、妥當と考へたから、委員会としてその請願の趣旨を法律の形にして提案した、こういうことと承りましたが、もちろん、国会なりあるいは行政府に對しては、請願あるいは陳情というものは、ずいぶんたくさんあるわけでありまして、特にこの請願を法律化しなければならぬ理由というものはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(佐久間曜君) 行政書士の制度ができてから、すでに十年余りたつたわけですが、その間の実施の状況を見てまいりますと、行政書士の職務の責任の範囲なり、あるいは行政書士の資質の向上というような点につきましては、改正を必要とする事態が私どもも考えられましたし、衆議院におかれましては、そのようなお考えでございましたので、それらの点が今回の改正案になつた次第でございます。

○松澤兼人君 そういうふうには自治省のほうからばかり答弁があれば、それだけ必要だというふうに考えるならば、政府提案としてお出しになればいい。議員提出とした理由は、どういふわけですか。私は提案者に聞いて、あるが、あなたが提案の趣旨について答弁するから私も聞きますが、それほど必要な法律であるならば、改正を政府提案としてお出しになればよかつたのじゃないですか。

○政府委員(佐久間曜君) 便宜私から御答弁申し上げます。政府側から御答弁申し上げます。今回の改正法律案に盛り込んでおります事項につきましては、私ども自治省といたしましても、もつともな点があるというふうには考へてゐるわけでございます。これを政府提案にしなければならぬというわけかというところでございまして、私どももいたしましては、今回他にいろいろ御審議いたしたい法律案もございまして、改正の必要性というものは理解をいたしております。要するに、御審議をいたしたところまでは、検討と申しますか、至らなかつた次第でございます。

○松澤兼人君 政府側から御答弁を聞いておりまして、その必要性とか、あるいは政府提案でなくて議員提案にした理由というものは少しもわからない。少なくとも議員提出の形をおとりになる場合には、衆議院の地方行政委員会と政府の間で何かお話しあつたかと思ひます。政府のほうとしては、ほかに提出する法律案をたくさんかかえてゐるから、便宜上ひとつ議員提出としてやつてもらいたいとか、あるいは委員会の側から、これは私のほうでやるから政府のほうとしては政府提案のほうは取りやめてもらいたい、こういう話があつたのか、そういう点を聞きたいと思ひます。

○衆議院議員(永田亮一君) この法案は、お説のとおり、松澤先生の御疑問もあるかと思ひますが、政府のほうともしいろいろ話をいたしましたのであります。が、もともとこの行政書士法という法律は、議員立法でできたお立ちがございまして、それで、議員立法でやつても政府提案でも、どちらでもたいした違いはないわけではございませんが、最初がそういういきさつでできてゐる法律でもありますし、また、請願などもございまして、われわれのほうで議員立法いたしましたのでございます。

○松澤兼人君 私も前の行政書士法が議員提案であつたというふうな関係から、今回も便宜上改正法律案を議員提案したというのではないかと実は考へていたわけなんです。先ほどまでの御答弁によりまして、その関係が少しも明らかにされておられません

いておりまして、その必要性とか、あるいは政府提案でなくて議員提案にした理由というものは少しもわからない。少なくとも議員提出の形をおとりになる場合には、衆議院の地方行政委員会と政府の間で何かお話しあつたかと思ひます。政府のほうとしては、ほかに提出する法律案をたくさんかかえてゐるから、便宜上ひとつ議員提出としてやつてもらいたいとか、あるいは委員会の側から、これは私のほうでやるから政府のほうとしては政府提案のほうは取りやめてもらいたい、こういう話があつたのか、そういう点を聞きたいと思ひます。

し、請願があつて、請願が妥当なものであると考へたので、衆議院のほうで提案をされたというのであります。そこで、議員提案になりました点につきましては了解するわけでありますけれども、この法律の中に含まれております一つの原則といふか、これはきつめて重大だと思つてゐます。一部には、行政書士の資格をさらに緩和してくれ、こういうような意見もある。今回の改正によりまして、資格取得の要件である期間を、いづれも延長するということであり、職業の自由という点から考へてみますと、むしろそういう資格取得の期間をできるだけ短縮してもらいたいという意見もあると思つてゐます。また、現に資格を持つてゐる人たちの間には、やはり職務の内容なり、あるいはまたその能力なりを考へれば、短いよりは長いほうがよいといふことを主張されると思つてゐます。この職業の自由という一つの原則、あるいはまた、資格要件を強める、そういう考へ方と、両方を考へてみて、期間を延ばすほうが妥当であるという結論はどういう理由に基づくものか。

○政府委員(佐久間君) 御指摘のようにならば、職業の自由の問題もございするが、行政書士法施行の事情から考へてみますと、この制度ができた当時より、行政事務もだんだんと内容も進んでまいつております。相当専門化もしてまいつております。したがしまして、行政書士の資質を向上させ、まして業務の適正な運営を期しますためには、資格要件を相当程度引き上げるといふことが適当であらうといふふうな考へのように拝察をいたしてお

りましたし、私も政府側といたしまして、それが時宜に適したものだといふふうな考へを持つてゐるものでございします。

○松澤兼人君 いろいろ政府の行政に直接関係のある、たとえば会計士でありますとか、あるいは税理士であるとか、行政書士あるいは司法書士、そういう方々の仕事があるんだと複雑になつていって、その資格を引き上げる、あるいは強化するといふ、そういう点は理解できないこともございしますけれども、しかし、先ほど申しましたように職業の選択の自由ということから考へてみれば、どういふ職業につくのも、できるだけの簡単な手続によつてその職業につける、ただ、未熟な人であるならば、そういう人たちにいろいろ行政上の手続を依頼してくる人が少ない、結局長い間練習をしてきた人のところに仕事の依頼がふえていくといふことで、ただ大前提として、職業選択の自由といふことを大前提として、それから先は業務の練達、その他、依頼したものをできるだけ短い期間で調べて依頼者に渡すといふようなことは、どちらかといへば自由公正なる職業上の競争といふことで自然に取捨選択されるということのほうが適当ではないかと、こう考へるわけなんです。けれどもやはり少なくとも資格を取得するところの年限といふものを引き上げなければならぬのか、この点につきましてはいかがですか。

○政府委員(佐久間君) この資格取得の期間は、この期間を満たします者には当然に行政書士となる資格が与えられるわけでございます。この年限に達しておりません者にも、試験を受け

ますれば資格を得ることができるといふのでございします。そこで、先生のお説のように利用する者の自由な選択にまかせたいんじやないか、業者のいいんじやないか、こういうお説もよく理解できるわけでございますが、ただ、行政書士を利用いたします者は、どちらかと申しますと、こういうことにつきましては知識の乏しい人たちが多いわけでございますので、その人たちが信頼して依頼をしても間違いないといふようにいたしたすためには、やはり当然資格の与えられますその年限といふものは引き上げたほうがいいんじやないか、引き上げるといひまして、高校卒業業者では九年間行政事務に従事しておればよいといふことでございしますから、今日の行政の実態からいいますと、その程度のことではむしろ当然じやなからうかといふような感じもいたしておるわけでございます。

○松澤兼人君 この法律の改正案につきまして、衆議院の委員会から政府に御相談があつて、政府もそれはよろしかろうというところで相談を受けられた立場とすれば、そういう理由も成り立つかも知れません。けれども、一部には業者の既得権保護ではないかと、こういうような批判もあるわけなんです。理由としては、業務の内容も非常に多岐多様になつてきたし、非常にむづかしい行政上の知識も必要であるといふことはよくわかるわけなんですけれども、しかし、私はどこまでも、やはりそういう人たちの業務につく資格といふものは緩和して、そうして一人行政書士になつたら、その間で自由公正な競争によつて取捨選択を依頼する人々の自由なる意思によつてきめていく、淘汰していくといふことのほうが、むしろ憲法の精神から考へまして、も当然だと思ふのでございします。さらに御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(佐久間君) 先生のおっしゃいます御趣旨はよくわかるわけでございます。したがしまして、この資格の要件を著しく高いものに引き上げるといふことにつきましては、私どもといたしましては賛成いたしかねるところでございますが、この程度のものでございしますれば、先ほど申しましたように高等学校卒業業者で九年間といふことでございしますれば、むしろ行政の最近の情勢から考へますと、妥当なところではなからうか、かような判断をいたしまして、私どもも御意見を聞かれました場合に、そのようにお答え申し上げたわけでございます。

○松澤兼人君 簡単に五年を九年とおっしゃいますけれども、ほとんど二倍じやないですか。五年たつたら資格がもらえらる、こう思つていた人が、その倍の九年まで待たなければ資格がもらえないといふこと。そう簡単に五年が九年ならばあたりまえだといふふうには、われわれ決して考へられない。それとも五年と九年とはそれなりの相違はないといふふうにお考へな

あ練り返し申しますとおり、高等学校を卒業して九年間行政事務を担当しておつたという点から考へてみますと、まあそのくらいのことでは相当のところではなからうかといふふうにお考へたわけでありました。

○松澤兼人君 まあ適当なところじやないかといふような言い方は、私は変だと思ふんです。あなたは併明する立場にあるからそういうふうにおっしゃるのだらうと思ふんですけれども、まあある程度上げなければならぬといふのなら、八年、十二年といふことならば、五割上がったわけですから、五年も、そうすれば七年とかあるいは七年半とか、そうすれば十二年とは、ちやうど一致するわけですから、倍率といふことは、ちやうど数字だけ考へてみて納得がいかなければ、まあ適当だといふことはちやうど……。どうしても五年を九年にしな

○衆議院議員(永田亮一君) 松澤先生の御説ももつともでございますが、六年がいいか、七年がいいか、十年がいいか、ちやうどどれが一番適当であるかといふことは、われわれはつきりした答えはわからなかつたわけでありまして、当然に資格を得るということであれば、まあ高等学校を卒業して十年ぐらゐ近くやつてもらつたほうが間違ひがなくていいんじやないかといふ考へでできたわけでございます。

○松澤兼人君 十年ぐらゐやつたほうがよろしければ、十年にしといたらどうです。九年にまける必要はないです。

よ。

○衆議院議員(永田亮一君) 何年が一
番適當であるかは、われわれもいろいろ
を語りましたが、請願のほうは十五
年というのを言っていておたわけ
であります。十五年というのはいかに
も長過ぎるというので、まあその半分
ぐらいちょっと上という程度で九年と
いたしたのでございます。

○松澤兼人君 こういう問答をいつま
で続けていてもしょうがないのです
が、ただ、先ほど私申しましたよう
に、これはすでに資格を取っている人
の立場と、これからもう一年、二年す
れば資格が取れるという人の立場、こ
れは法律の改正によって非常に大きな
影響を受けると思います。特にそうい
う広く独立して行政書士になるうか
と思ひながら行政事務に経験を積み、勉
強してきた人に、その希望をじゅうり
んするようなことは誠に立法府におり
ます私たちとしては注意しなきゃなら
ないと思うのです。いつまでも私、質
問をしておりません。ただ一つ政府側
としまして、また提案者の代表とい
たしまして、このことが、すでに行政
書士として独立していらつしやる人
たちの権益擁護ではないという点を
はつきりとおっしゃっていただきたい
と思ひます。そういう批判なりある
いは不満なりというものが必ず起こっ
てくるし、すでにわれわれの耳にはあ
まり片方の業者の方々の利益ばかり擁
護していきからぬというふうな反
対の意見なり陳情なりを受けているわ
けなんです。この点は、十分に、そう
いう不平あるいは不満なりを持って
わつしやる方に、立法の過程において
われわれは決してそういう人たちの一

部の利益を擁護するためにこの改正法
律案に賛成したものでないということ
を了解していただくために、提案者
代表あるいは自治省としまして、はつ
きりとした見解を伺っておきたいと思
ひます。

○衆議院議員(永田亮一君) 戦後、経
済が非常に伸展してまいりまして、業
務も複雑多岐にわたって、なかなか
どうなことも多くなつてきたと思われ
るわけでありまして、それで、この行政
書士の仕事の中でも、関係書類の作成
などもだんだんむずかしくなつてきた
り、あるいはまた相当程度正確なもの
を要求される事態もふえてまいつた
と思ひますので、できるだけ熟練の士
がこういうことをやって、一般の国民
が安心して頼め、迷惑を受けない。国
民がそういうことを行政書士に頼んで
おけば、だいたいよくやつていける
というふうな人たちにやらせようとい
う趣旨でございます。なお、この行政書
士の団体のほうからの陳情には、この
ことだけではなしに、これ以外に、
もつともっとたくさんいろいろの要望
がございましたが、そういうものはす
べて省きまして、御提案したような点
だけにしほつたのでございます。

○松澤兼人君 先ほど私特に確かめて
おきたいという一部の方々の利益擁護
あるいは権益擁護という趣旨の立法
ではないかということを明確にしておい
ていただきたいと思ひます。

○衆議院議員(永田亮一君) 失礼しま
した。そういう意味におきまして、ま
あ国民が安心して頼める練達の人に引
き続いてやつてもらえるように、そう
いうのが趣旨でございます。決して
業者の利益擁護というふうな意味では
ございません。

○政府委員(佐久間彌君) 私ども御相
談を受けました際にも、ただいま先生
の御指摘になりましたような点は十分
配慮いたしまして御意見を申し上げた
わけでございます。請願されました事
項につきましまして、このほかにも、た
だいま永田先生のおっしゃいましたよ
うに、いろいろな事項があつたわけで
ございますが、その中には、現在の業
者の権益擁護という点においては、強
いと思ひますが、そのようなものは省きま
しますが、そのようなものは省きまし
て、ただ、現在の行政書士の業務を適
正ならしめる上に、業務の範囲を明確
に規定しておいたほうがいい、あるい
はその質の向上をはかつたほうがい
いという点だけにしほつたほうが適当だ
という御意見を申し上げたわけござ
います。

○松澤兼人君 もう一つお尋ねしたい
ことは、どこでも市役所あるいは区役
所などでは、書類を代書したりするよ
うな仕事をやっているわけでありま
すけれども、そういう市役所あるいは区
役所の受付的な書類の作成あるいは代
書というふうなことは、もちろんこの
行政書士法の関係から別に制約を受け
るということではないかと考えますけれ
ども、この点はいかがですか。

○政府委員(佐久間彌君) 御指摘のと
おりでございます。私も自治省と
いたしましては、むしろ市役所、町村
役場の窓口のサービスをできるだけ改
善、増進をしていくという方向で指導
をいたしておるわけでございます。し
たがいて、普通の窓口の書類の作
成その他の手続につきましましては、わ
ざ行政書士をわざわざわさないで、市

役所、町村役場のサービスによりまし
てそれが円滑にいくようにということ
を第一に考えておるわけでございます
す。

○松澤兼人君 それでは最後に提案者
の代表の方にお願ひがあるのです。当
委員会におきましても、また衆議院の
地方行政委員会におきましても、請願
という点につきましましては、ぜひふんた
くさん請願が出ております。特に、こ
れは行政局長の所管ではありませんけ
れども、私たちは、いわゆる大衆飲食
なんかに対する免税点の引き上げとい
うようなことについては、いろいろと
話をしても、もつともだというふうな意
見になつておられますけれども、まだ実
現に至つておりません。そういう点、
提案者の方々の間でも請願は尊重しな
ければならぬというところであれば、
今後ひとつ大いに尊重して、そういう
点の実現をはかるように私ひとつお願
ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(永田亮一君) 御趣旨の
点はよくわかりましたので、請願の中
にもいろいろございまして、各党派と
も相談をいたしまして、適当なものは
立法していきたいと考えております。

○鈴木壽君 最近の資格を有する者あ
るいは試験の合格者、さらにそのうち
で登録を受けた者、こういうものにつ
いてのお調べはございますか。たとえ
ばことしは三十九年ですが、三十七年
でも八年でも、そこらへんの一年間
で、いま申しました資格を得た者ある
いは試験に合格した者、さらに登録を
受けた者、こういう者についてのお調
べがついておりますか。

○政府委員(佐久間彌君) 昭和三十
八年におきまして受験者が九百四十八
人、そのうち登録をいたしました者が
百二十三人でございます。

○鈴木壽君 それは三十八年度です
ね。

○政府委員(佐久間彌君) はい、その
とおりでございます。

○鈴木壽君 そうしますと、三十九年
の四月でも五月でもいいんですが、き
わめて最近の全国における登録者数、
及び登録して仕事をする場合には必ず
行政書士会に入らなければならぬとい
うことになつておりますから、あるい
は会員数をと申し上げますから、ある
いは、会員数はどの程度になつて
おりますか。

○政府委員(佐久間彌君) 昭和三十
九年の一月一日現在で申し上げます。登
録者数は一万四千五百五十三人でござ
います。そのうちに現実に業務を行な
つておる者は七千三百三十九人でござ
います。

○鈴木壽君 今度の改正によつてその
資格を取得するための年限が延長され
るわけでありまして、これによつて、
あれですか、ここの二年資格を取得
する者の数が少なくなるということも
一応予想されますのですか。

○政府委員(佐久間彌君) この資格の
年限でございますが、この年限に達し
ます者は、全国相当たくさん数がある
わけでございます。その資格を持ちま
す者が、現実に行政書士となろうとい
たします場合には、登録をいたさなけ
ればならぬわけでございます。そこ
で、お尋ねの点につきまして、正確な
数字はわからないのでございますが、
積極的に行政書士になろうという者に
つきましては、従来試験を受けまし

てございます。合格者が五百九十三
人、そのうち登録をいたしました者が
百二十三人でございます。

○鈴木壽君 それは三十八年度です
ね。

○政府委員(佐久間彌君) はい、その
とおりでございます。

て、なる者のほうが多かったと思ひますので、この年限を引き上げましたことによりまして、行政書士になる者の数が激減するといふようなことはないのじやなからうかと思つております。

○鈴木壽君 念のためにお聞きしますが、この第二条第二項の五号によつて、現在行政書士として登録されておる者、この数はおわかりですか。

○政府委員(佐久間彌君) これは三十九年一月一日現在で登録されておりますのが六千五百五十五人で、現実に職務を行なつておられますのが二千八百五十八人でございます。

○鈴木壽君 行政書士としてだけ、たとえば税理士とかあるいは弁理士とか、そういうものと兼ねておらないで行政書士というそれだけでその業務をやつておるといふ人がどのくらいありますか。

○政府委員(佐久間彌君) 先ほど申し上げました総数の中で、弁理士、弁理士、公認会計士、税理士といふほかの資格を持つておられます者は一万四千五百十三人のうちの八百五十四人でございます。

○鈴木壽君 行政書士はふえていく傾向にありますか、それとも減つていく傾向にありますか、これはどうです。

○政府委員(佐久間彌君) 漸増傾向にございます。

○鈴木壽君 各都道府県で毎年一回以上は試験を行ななければならぬといふことになっておりますね。これは各都道府県で、この規定のように、全部少なくとも一回は試験をやつておる、こういう現状ですか。

○政府委員(佐久間彌君) 規定がござ

いますので、一回は試験をやつております。

○鈴木壽君 ある府県の中には、どうも志願者が来ないので実は困つたところ、こういうふうなことを言つておる府県もあるやに聞きますが、そういう点はどうでしょう。

○政府委員(佐久間彌君) 各府県の実情は、正確にはちよつと私も資料を持ち合せておりませんが、東京のようないふ大府県におきましては、毎年相当数の受験者がございまして、小県になりますといふと、ほとんど受験者が二、三名といふようなところもあるやうに聞いております。

○鈴木壽君 そうしますと、行政書士にならうとする者が漸増の傾向にあると、こういうふうな先ほどのお話であつたと思ひますが、それは、主として大都市のある府県等においてさうであつて、いなかのほうの県では、あまりない、こういうふうに見ていいのでしょうか。

○政府委員(佐久間彌君) 大体そのやうなことであらうと私も思つております。

○鈴木壽君 立ち入り検査とか、こういうことが行なえるやうな規定があるのですか、こういうものの状況について、府県の実態を御調査なさつたことがございますか。

○政府委員(佐久間彌君) そのやうな調査はいたしたことはございせん。

○鈴木壽君 あなたの方の見るところでは、実際は調査はしておらぬけれども、都道府県では、そういうふうな検査をやつておるといふふうにごらんになっておるのですか。それとも、やつておらぬといふふうにごらんになつていますか。

○政府委員(佐久間彌君) 必要があれば検査をしておると思ひますが、一般的には、それほど検査をやつておるといふ状況ではなからうかと思ひます。

○鈴木壽君 この法でいう「必要があれば」、あるいはあなたの方のおっしゃる必要があればといふ、これは、どういう場合を一般的に想定しておられるのですか。

○政府委員(佐久間彌君) 報酬を都道府県知事が定めることになつておりますが、その定めました報酬どおりに励行されておるかどうかといふやうなことを調べる必要がある。これによつて立ち入り検査をしたといふやうな事例は、私も聞いております。

○鈴木壽君 私、何も、いつでも立ち入り検査をせよといふ意味ぢやないのですか、一応、たてまえからさういふふうになつておるものについて、実際はどうかといふことをお尋ねをしておるわけなんでしょうが、いまのお話の、たとえば報酬の額ですね、これは、都道府県知事が定めると、こういうことになつておるものについて、それこそ、必要があればといふことなんですか、そういうものについて、一体どう実際に行なわれておるのかといふやうなことは、やはり、必要があればといふところから当然入つてくるし、その限りにおいては、少なくとも全然立ち入り検査といふものが行なわれておらぬといふことは、ちよつとおかしいと思ふのですか。その点はどうですか。

○政府委員(佐久間彌君) 知事がきめました報酬は、これは常識的に見て妥当だと思はれますものを定めるわけ

でございますが、それ以上に報酬を取つておるといふやうなことがありはしないかといふやうなことが一つの検査の着眼点でございますが、さらに、その知事が定めます場合に、どの程度が妥当な額であるかといふことを検討いたしますためにも、実際にどの程度利用者があつたかといふやうなことを、単なる書類の報告として取るわけぢやなくて、現実に行つて見てくるという必要のある場合もあるやうかと思ひます。

○鈴木壽君 だから私は前に言つたやうに、別にしよつちゅう行つて検査をせよとか、帳簿をどうせよとかいふことを言つておるのじやなくて、ただ一応法律のたてまえからしまして、報酬を定めるのが知事であり、定められた報酬で仕事をすることが行政書士としての一つの義務でしよし、ですから、そういうことがうまく行なわれておるかどうかといふこと、ある意味においての住民に対する一つのサービスの役目をしているのですから、こういう方々は、ですから、さういつた方々の実際の仕事のやり方なり、あるいはいまの報酬の問題等について、やつぱりときにはどうなつておるかといふやうなことを、知事は自分で行かなくて、だれかやつて見るといふやうなことも必要ではないだらうか、さういふ意味で、実際に行なわれておるのかどうかといふことを私聞いたのですか、さういふこと、ほとんどやつておらないだらう、こういうやうな話ですから、少しおかしいじやないかと、こういうやうに思ふのですか。

○政府委員(佐久間彌君) これも正確に私どもが資料を徴取したわけぢやございませんが、報酬改定の時期におき

まして、そのための資料を得ましために、先ほど申し上げましたやうな立ち入り検査をやつておるところは少なからうと想像いたしております。

○鈴木壽君 この法律というよりも、実際のこれからの行政書士の方々のやりになる仕事、こういうものを考えていつた場合に、一方には確かに行政事務が複雑であり、なかなか文書なり、いろいろなものによつて処理する場合にも、普通の人では間に合わないといふやうなこともあるのですが、さらに役所自体の、何といひますか、事務の合理的な改善といふやうな面からしますと、できるだけ住民の方々が、さういふ人たちにたよらなくてもいいやうな形に、一方、なつてきておりますね。これは認めざるを得ないと思ふのです。名前を書いて判こ押せばいいんだといふやうなものも最近特に多くなつてきておると思ふのです。さうしますと、行政書士の方々の仕事といふものも、さつきも言つたやうに、一方において何かふえるやうな感じはあつても、あるいはいふほどやうな仕事はあつても、仕事全体としては、何といひますかね、仕事の量が減つていく、行政書士の方を頼まなくてもやつていけるのだと、こういうふうな傾向にあると思ふので、そこら辺、これは行政書士といふもののあり方、一方、官庁における事務処理のやり方、こういうことをだんだん考へていかなければならぬ時代になつてきておると思ふのです。さういふ点について、何か御検討になつておられますか。もっと端的に申し上げますと、さう言つちや行政書士の方にしかられるかもしれないけれども、行政書士の方の

力をあまり借りなくてもいいように、役所の窓口で簡単にいろいろのことを処理できるように、住民に対するサービスの向上策としてそういうふうなことの方向を、あなたの方としては考えておられるのかどうか、そういう点について少しお聞きしたいのですが……

○政府委員(佐久間君) 私どももいたしましては、先生のおっしゃいますように、行政の近代化と申しますか、窓口事務の改善と申しますか、住民へのサービスの向上ということにつきましては、ここ数年来相当積極的に市町村に対して指導をいたしてきております。その結果、反面、行政書士にたよらないで解決する分野がだんだんと広がってきていることも事実でございます。そのし、行政のあるべき方向といたしましては、そういう方向で今後とも進めていかなければならないと考えております。ただ、事務によりましては、かなりめんどうくさい書類をつくらなきゃならない、あるいはまた専門的な図面等も添付しなければならぬというようなことがございますから、そういう分野につきましては、むしろ行政書士がおりますことが、住民の側から申しましても便宜でございます。したがって、その残された限られた分野において行政書士が十分住民の信頼も得て業務の適正な運営がはかっているようにというようなことを念頭に置きまして、今後この問題に対処していくべきだという考え方を持っておるわけでございます。

○鈴木壽君 行政書士と役所の窓口と、役所の仕事の処理上の仕事の範囲、

といいますが、分野といいますが、そういうことで何かトラブルのあるようなこととございせんか、実際に。たとえば、こういうことは従来行政書士のところへ行ってやってもらってあったんだと、しかし、事務改善なり、近代化によってそういうことがいわずに必要になったというののために、何かい言ったように仕事の領域といいますが、そういうことで何か具体的な問題としてトラブルなんか起こったこと、お聞きになったこととございせんか。

○政府委員(佐久間君) 私ども特に関心しておりますことはございせん。あるいは全国数多いこととございせんから、おっしゃいますようなことも部分的にはあるかと思いますが、特にそのことが問題になって、私どものほうへ持ち込まれたということとはございせん。

○鈴木壽君 私はよろしゅうございませぬ。

○委員(長) 竹中恒夫君) はかに御発言もないようでございますので、本案についての質疑は終了したものと認め、討論を省略し、直ちに採決することといたしたいと存じます。さよう取り運ぶことに御異議ございませんか。

○委員(長) 竹中恒夫君) 御異議ないと認め、これより採決を行ないます。行政書士法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

○委員(長) 竹中恒夫君) 全会一致であります。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

たしました。なお、本案の審査報告書につきましましては、委員長に御一任願います。

○委員(長) 竹中恒夫君) 次に、地方行政連絡会議法案を議題といたします。前回に続き質疑を行ないます。御質疑の方は御発言願います。

○鈴木壽君 いろんな角度から御質問が現在まで行なわれてまいりましたのですが、さらに私若干お尋ねをしておきたいと思う点をこれから申し上げたいと思うのですが、この法律でねらうところの地方行政連絡会議というものです、第一からいたしますと、

○政府委員(松島五郎君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 その場合に、ただ国の地方行政機関との連絡協調を保つていかなければならぬと、こういうことであるように考えられるわけでありまして、さしていわゆる「地方における広域にわたる行政の総合的な」云々と、これにわたる行政の総合的な「広域にわたる行政」というものですね、これについてもう少し、ここはどういうことを言っているのか、というのは、広域にわたると言っても、これはいろいろ、何といいますが、場合によつて、ひとしく広域にわたるとはいいが、市町村の区域を越えたような場合の広域ということもいわれますし、

さらに府県の境界を越えて両県にまたがるような、あるいはそれ以上に都府県にまたがるような、そういう場合の広域というようにいわれる場合もあると思うのですが、ここは「広域にわたる行政」という場合に、一府県、一都道府県だけで処理できない、それを越えて二府県以上にまたがったいわゆる処理しなければならぬ行政、こういうものと規定しているように思うのですが、その点はどうか。

○政府委員(松島五郎君) ここに「地方における広域にわたる行政」とありますのは、御指摘のとおり二以上の府県にわたって行なわれます広域的行政、具体的な例を申し上げますと、地方の開発でありますとか、道路交通の問題でありますとか、そういったものを考えている次第でございます。

○鈴木壽君 ここでいう「地方における広域にわたる行政」ということは二以上の都府県にわたるもの、一つの府県の区域を越えて他の府県にまたがるというんですか、いずれまあそういうことの意味だと、こういうふうな考えていいわけですね。もう一度念を押しておきます。

○政府委員(松島五郎君) そのように考えております。

○松澤兼人君 ちょっと。いま官房長が二以上の府県を越えてと、こうおっしゃったのです。鈴木君は都府県とおっしゃっている。やっぱり用語は正確にしたいだかないといけぬ。都道府県という場合に、道から道を越えてというのではないでしょう。ですから、都府県という場合は間違いないで、道府県という場合は間違いないで、国との協調関係ということが非常に

○政府委員(松島五郎君) ことばが不正確でございますして申しわけございません。都府県を越えてという意味でございます。

○鈴木壽君 またそうお答えになると、実はこの法律は何かしなところが出てくるのですがね。何も私そこへおとしいるためにやったのじゃない。北海道はそうするとどこへも越えませんが、これは越える場合もなきにしもあらず、交通関係の問題とか、通信関係のことになりますと、これは越えて考えなければならぬところもありますけれども、特にこの行政連絡会議というものを設けて何のかの必要は必ずあります。北海道の中で、広い北海道ですから、これも広域だと言ってしまうとそれまでですが、さっき私お尋ねしたように、そういうことではない、こういうことになりまして、どうもここら辺に概念の規定が明確でない。明確にしようと思えば、いま言ったような問題もこれはどうも矛盾が出てきますね。

○政府委員(山本弘君) 分解的に御質問でございますので、いま北海道の例におきましては、なるほど北海道は、道は一つでございます。しかしながら、この法律の目的とするところは、府県間の協同でございますが、府県における広域行政というものは、国の行政と無関係ではあり得ない。むしろ国の行政と相錯してあるわけでございまして、それが毎度申し上げておりますように、いわゆる行政の専門化が進んでまいりますという、いわゆる縦割り行政の弊も地方において最もあらわれるわけでございまして、したがって、国との協調関係ということが非常に

な大きな問題になってまいります。そこで、地方団体相互間の連絡協同でございますが、国の出先機関との連絡協同をはかりながらということでございます。まして、北海道の場合は、まさに道は一つでございますが、国の出先機関は、北海道は面的に申しまして一つのブロックごとの面積を擁しまして、各出先機関もそれぞれ複数存在しておるわけでございまして、北海道におけるところの地域開発行政その他開発行政を進める場合におきましては、国の出先機関との協同ということが最も大事な問題になってくる、こういうことでございまして、北海道は特別というふうな考えでおるわけでござい

ます。なお、北海道とその他の府県との関係は全然ないかということになります。という、たとえば青函海底トンネルというふうな問題が起ころおるのかどうか聞いておりますが、東北の地方行政連絡会議との関係において、また問題になり得るわけでございまして、この点、目的の分解的な解釈によりますと、やや道についてはおかしな点もあることは認めるのでございますが、趣旨がそういうところにあるというふうな御理解願いたいと思ひます。

○鈴木壽君 何も私、少しの悪いようなことをいってありますが、それが目的ではないのです、実は。それが目的ではないのです、ただ、おかしなものですかね。いまの山本さんのお答えになつたように、「国の地方行政機関と連絡協同を保ちつつ」ということがあるから、北海道といえども、特に現在の時点においてはそういうことが必要なんだと、こうおし

やるのだが、これはいわば副次的な役割りですなわ。主体は、あくまでも地方公共団体が「その相互間の連絡協同を図る」ために国のそういうものとの連絡協同を保ちながらやらなければならぬと、こういうことなんです。それから、そうすると、一体、北海道の場合、どこ連絡協同をするのかというと、何このブロック制になったところにはないのじゃないかというふうに言いたいのです。

それからもう一つ、私いまでも北海道のことを特に持ち出してどうのこうの言うつもりはございませんが、広域にわたる行政——さっき冒頭お聞きしておる。だからこういう考え方をもちやばりきちんとしておかないと、混乱が出てくるわけですね。私は特に道を使わないで、都府県と、こう言ったんだが、いずれにしても、それが一つでは処理することができないような、二つあるいは三つ、それ以上のもので処理したほうがいいのだ。それが能率的であり効果的であるのだ、こういうことのために、ここでいろいろな処理方法なんかを話をしよう、こういう会議でございましょう。だからそこら辺をはつきりしておかなければいかぬと思う。そうなりますと、何も北海道を別にいまのところ越えて処理をしなければならぬということは何もないというお話ですから、そういうことになれば、何もこういうものを置く必要はないじゃないかと、こう言いたくなるわけですね。あくまでも地方団体、その地方団体は都府県を単位にした地方団体であつて、「その相互間の連絡協同を図る」ための会議なんですから、要らないものを何もことさら

してつくらなくてもいいというのが私の言いたいところなんです、ほんとうを言えば。そこで一つ一つの用語の言い方を、ことばの概念をはつきりさしたいと思つてお聞きしたわけなんです。だから単に話し合いをする会議だとかいうふうなものでやれるというなら、それでいいんですが、法律によつて一つのこういうふうな会議を持ち、義務づけられてくる、こういうものですから、やはり一応私どもは慎重にそれぞれの概念規定なり内容なりというものを、はつきりしておく必要があるのではないか。

私統けてお聞きしますが、二以上の府県にまたがって、その区域にわたつて行なわなければならないいわゆる広域行政、広域処理をしなければならぬという事柄について、具体的にいまどういうことをお考えになつておられるのかどうかですね、これをひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(山本弘君) まず、先ほどの北海道の問題でございしますが、先ほど申しましたものに少し敷衍させていただきますと、広域行政の——広域行政と言いますと、ちよつとまたおしかりがあるのございしますが——概念が、ちよつと府県を越えたと申しますと、やはつきりしない点があるのございしますが、現在最も問題になっておる広域行政というものは、地域開発行政というものを中心に問題が起つてきておるわけでございします。そして北海道の場合、国土総合開発法におきまして、その開発区分といつたしましては、北海道も一つの、他のブロックとは違ひますが、一つのブロックとしての開発ということ、北海道の地理

的位置その他から、考えておるわけでございます。そこで、地方行政連絡会議との関係でございしますが、これが府県を越えて府県相互間ということになりますと、北海道は道だけでございしますが、さればといつて東北とこれを一緒にするということになります。と、あまりにも範囲が広くなります。北海道だけでも日本の四分の一ございしますし、いわゆる東北地方ブロックは、それも北海道に匹敵する地域になりますので、そういうふうな、これいかかというふうな考えたわけでございます。また、連絡会議が、これは常時会議、常時協議するということ、たまたまにいたしておりますので、あまりにも大きな地域間ということ、もつて、北海道はその意味では例外的なことになります。国の出先機関との連絡協同というものについて非常に大きな意義を持つということ、北海道を一応の地方区分といつたというふうな気持ちでございします。

それから、具体的に地方行政連絡会議で問題になるものは何かということでございますが、ただいま官房長からお答えをいたしました、現在府県がそれぞれ独自の開発計画なりあるいは長期計画というものを持っておるわけでございします。今後の開発を考えました場合にございましては、やはり単に府県一つではなしに二府県、またブロックを包括する地域的な観点から地方の総合開発計画というものを立てて開発していく必要があるというものをいわれておるのございしますが、地方総合開発計画を立てる場合にございまして、これは、まあ水の問題にしろ、道路の問題にしろ、あるいはまた大きく農業

構造改善を進めていくという場合におきましても、総合的に計画を立てていくという必要があるかと考えるのございします。すなわち、地方の総合開発計画を立てる場合におきましては、府県が地方出先機関と連絡協同を保ちつつ、この会議によるところの協議方式によつて、相互の連絡を持った生きた計画をこの会議において練つていくということが必要であらうと思ひます。それから、たとえば道路というふうな一つの問題を取り上げました場合におきましても、これはむしろ国の全国計画ということが一つの基準になります。地方においてこれをさらに道路行政を総合的に推し進めるためには、単に一府県のみならず、隣接府県、また、ここに示しておきますところの区分に従うようなブロック的な見地から道路行政というものを考えていく、計画の面において、またあるいは事業実施の面において考えていくということは必要である。かように考えておるのでございします。

○林虎雄君 ちよつと関連して。いま山本さんからお答えのありました地方開発、鈴木委員の質問の、どういふことが考えられるかという質問に對して、いわゆる広域にわたる地方開発行政、こういうお話でありました、私のこの質問に落とした点であり、まずけれども、国土総合開発法という法律がございします。この法律によつて、ほばいまお答えになりし目的というものは、府県を越える総合的な行政については、かなりダブつてくるのではなからうかと思ひますが、その国土総合開発法との関連はどうでしようか。たとえば、現在、特定地域——

りたいと思いますけれども、連絡会議は総合開発法と違って、上からの計画でなくて、地方を中心とした計画で進めるということでありますけれども、国土総合開発計画ももちろん国が中心ですけれども、地方の意向というものを反映して、また、そうしなければいけないので、反映して、いま計画を進めておるわけであります。行政連絡

会議が、もっと地方の声を盛り上げようというその意図はよくわかりますけれども、実際問題として、連絡会議が持たれて、そして関係の知事あるいは出先機関の長が集まっているという具体的な話し合いをする場合には、やはり結局中央の積極的な出方を待たなければどうにもならないというのが地方の実情だと思えます。すなわち、財政面から制約されておりますので、幾ら地方のいい考えが出て、あまりそう端的にそれが反映するというわけにはいかまいと思えますけれども、総合開発法と非常に似た点がありますので、この点のある程度の整理をしないと、

地方側とすれば、もう審議会、審議会、右を向き、左を向き、うしろを向くというふうな、たいへんやこしいことになるのではなからうかと思えますが、この法律案が成立した場合に、その調整をよほど適切にやっていただかないと混乱を招くおそれもないとは限らないと思えますが、意見でありますから、お答えは要りません。

○鈴木壽君 具体的にここで言う、広域にわたる行政とは何かということをお尋ねしたら、地域開発なんかを中心になると、こういうお話、まあその前に松島さんから、水とか道路とかいうようなお話もございましたが、そういうものも含めて、いわば地域開発ということになるかもしれませんが、いずれそういうものが中心になる。そこで、一方、そういう地域開発の問題を中心にして、去年の六月の当委員会に出されました資料に、広域にわたる行政について連絡協議の必要と認められる事項という三枚ばかりのプ

リントがございますが、この内容は、今度新しくいただいたこの関係資料の中にもおさめられてありますが、この中にあげられた九つの問題ですね、これが広域にわたる行政として連絡協議してもらいたい、こういうことだというふうな考えでよろしゅうございいますか。

○政府委員(山本弘君) これだけに限局するものではございませんが、大体ここに述べました九つのようなものが共通な問題として連絡協議の場において協議するものであろう、こういうふうな意味で資料として書きあげました次第でございます。

○鈴木壽君 これに関連して、先ほど林委員のお尋ねに対するお答えの中に、たとえば国土総合開発というものは、いわば国のほうから、上からのそれが強いのだ、それが中心になるのだ、こういうお話もありましたのです。その上からくる開発関係の仕事、これに対して具体的に一体この中でどういうふうに協議をし、あるいは意見というように形になりますか。これはまとめていく形になりますか。予想せられるところはどうか。

○政府委員(山本弘君) まあ先ほど官房長から申しました上からということは、特定地域総合開発計画にいたしまして、これは一応形は内閣総理大臣がつくるというふうになっております。むしろそれは関係地方公共団体の意見も聞くというところでございまして、一応まあ国の計画ということになるわけですが、その計画がつけられた場合におきまして、これを実施するという段階になりますと、それは現在の法令に基づきまして、その事業の実

施の権限を有する団体が行なうということになるわけでございます。たとえば特定地域の話が出ましたので特定地域について申しますと、そこで資源開発その他のために道路をつくるということの計画ができたというしまして、その実施については、円滑な処理をなし得るように連絡協議の場において協議をいたします。そういう場合におきましては、年次のなズレもなければ片一方が着手しておるのに片一方が着手していない、あるいは舗装が、ある一部の舗装、その他の問題につきましても、できていないために全体の関係がうまくいっていないというふうな問題も起こらうかと思えますが、そういうように計画の実施の上におきまして、国の計画を前提としながら話し合っていくという場面があると思うのであります。

それからなお、こういった国土総合開発法に基づかない形でいろいろ府県が協議をして計画をつくってやっていくということがあると思います。その場合におきましては、重要な道路とか港湾とか水とかいうような、関係の役所の出先機関も一緒に協議を積み上げていって計画をつくるということ、いわゆる地方からの盛り上がりとして申しましうか、地方における要望を最も組み入れられた計画になる、かように思うのでございます。

○鈴木壽君 もっと問題を具体的な問題に移してお聞きしますが、たとえば水資源の開発利用というのがございまして、大きなこの中の連絡協議を要する事項としてあげられておるものであります。お話を聞きまして、い

地方団体の側からいろいろ要望を出す。あるいは話し合いの中に自分たちは、何といいますが、立場なりあるいは利益なりを守るといふ。こういう点に立ってのいろいろな要望があるだろうと思えますが、そういうものを、あれですか、ここでまとめて計画をつくり、総理大臣なり政府なりに、こういうことに対して強く当たる、こういうことをあなた方想定しておられるのですか。

○政府委員(山本弘君) 水資源開発促進法に基づきまして、現在指定を受けておる河川は利根川、淀川でございますが、今後筑後川あるいは吉野川というふうな水系が指定される場合があるうかと思えます。その場合、それぞれ河川の開発計画というものが立てられるわけでございますが、そういう場合におきまして、連絡協議におきましては治水、利水の面から工業用水の問題あるいは農業用水の問題、あるいは飲料水の問題、その他あらゆる見地から水資源の利用につきまして、地方公共団体を中心に、関係の地方公共団体並びに関係の地方出先機関も入れまして、協議をいたしまして、そうして協議の積み上げでもって話し合いを進めていききたい、またあるいはなかなか問題が解決しないという面におきましては、関係大臣に対する意見の申し出その他によりまして、中央におきましても円滑な解決というものを対して、促進の効果をあげていこう、こういうことではないかと。

○鈴木壽君 まあお気持ちは、わからないわけでもないのですが、そうしますと、まあいまの水資源の開発利用と

いう点についてだけ申し上げますが、この場合には、水資源開発促進法によりまして、水系の指定は内閣総理大臣がするのだが、その場合に、必要のある場合には関係都道府県の知事及び水資源開発審議会の意見を聞く、その上で指定をするのだ、開発計画を立てる場合にも、関係都道府県知事あるいは水資源開発審議会の意見を聞く、十分このままの促進法の中で資源の問題であれば意見を聞く場がありますね。ですから、こういうふうになると一体、協議会で取り上げるいわゆる連絡協議なり、あるいはねらいとするところは何か、あるいはなんですか。さっきみたいに、気持ちばかりです。自治体の立場からいろいろ意見を出したり、あるいは利益を守っていくという、こういう考え方についてはわかりますが、具体的に、じゃ問題は何かと、さういふふうなやっていますと、すでにできておる法律なりあるいは国が持つてある事務、地方の持つておる事務、したがって、それぞれの国の権限なり責任なり、地方の権限なり責任なり、こういうものが非常にこんがらがっておる中にさういふものを持ってきたて、さても話し合いをしよ、あれもどうしよう、こう言っても、一体どこから何が生まれてくるのかというふうな心配が私はあるのです。私は、こういうふうな話し合いをする場も必要だろうと一応考えています。しかも、それが現在よくいわれていますように縦割り行政、上からのそれによってくる弊害を除くためにも、やはりそこ一つ何といいますが、自分たちの、地方自治体の自主的なそれを

守るといふ点がなければなりませんから、それの一つの場合として、こういう話し合いなり、協調というふうなものを保っていくということが必要だと思ふのですが、さて具体的に、一体いまの時点でいろいろな法律があり、その法律に基づいていろいろなことが規定をせられ、それが国、地方との間の事務の配分がすつきりしておらない、そこからくる権限なり責任というものはつきりしておらぬという、こういう中で、一体何ができるのか、こういうことが——私は、あなた方の法案も、ある一つの意味においては必要性を認めながら——心配なんです。

的にはやはり大きな意味があるのではないか、こういうふうに考えております。

○鈴木壽君　まだるっこしい感じですね。そうなりますと、意見を聞く場合に、さらにその一段階前に関係の方々との意見の調整をする必要があると、それがまあ調整ができた場合には、強力な意見となつて出てくるだろうと、こういうことをねらつておるようであります。これはどうですかね。ここに私は、やはりこの連絡会議法の根本的な問題があると思うのです。地域開発の問題にしてもそうです。地域開発計画を立てるためには、それぞれ地元の意味向を無視してやっているわけじゃないのですから。さっきもお答えにあつ

かという心配が私には依然としてあるのですね。で、端的に私は結論的なことを申し上げてお聞きしたいと思いますが、問題によって、たとえば水資源の開発なら開発利用という問題、これは関東——群馬なり埼玉なり東京なり、こういう関係でこれはぜひやらなければならぬ、あるいは吉野川の問題があるなら、あるいは淀川の問題があるなら、これはぜひやらなければならぬ、こういう中で、ひとつこういう連絡協議会というはつきり法的なものにして、そこには国の関係機関の長も入れると、そこでもうあらごなしをしまして、そののだというくらいのものでしたら私はいいと思うのですが、そういうふうに考えられますか、これは。

○政府委員(松島五郎君) 連絡会議を

になりますと、いわば二票にまたがっての処理をしなくちゃならぬという問題になりましたとき、阿武隈がありますね、北上も若干そういうところがあるが、しかし、北上の場合と阿武隈の場合と、これは一緒くたにやるわけにはまいりませんね。宮城県は双方に關係ありますけれども、一緒くたにこれはやれません。分科会といったところで、あとそのほかの何かの道路の問題の分科会とか、あなたがそういうようなことを言ったって、どうもそこら辺でうまく関係者が必ず入るような機会もつくれるわけでもないのだからうし、どうも私はそういうやり方になるのでは実態にそぐわないやり方になるのではないかと思うのですがね。だから広域処理をしなければならぬ、協同処理

もつとあれの規定を強めるようなことをして、あるいは国の行政機関の長も加えるというようなことにしてやっていたほうが、より効果的であり、より具体的な問題の処理にはよいだらうかと、こういうふうに思うのですがね。この点は、やっぱり御賛成いただけますかね。

○政府委員（山本弘君） 鈴木先生のお話、まことにこれもとは思つてございしますが、実はこれは常時協議方式によるところの広域行政の方向づけと申しますかを制度化しようとしたものでございします。そういう場合におきまして、問題ごとというところになりますと、制度的なものというところを考えた場合には、

につきましましては、御指摘のとおり関係都道府県知事の意見を聞く。総理大臣が計画を決定いたします場合は、関係都道府県知事の意見を聞くことになっております。もちろんそういう道は開かれておるわけでございますけれども、現実の運用は、個々の府県の利害が必ずしも一致しませんために、意見を聞いても、その意見だけによつて直ちに基本計画を定めることができない。結局、意見を聞くという法律手続の前提として、意見の調整を各団体間においてはかななければならぬといふのが、実際であらうと考えております。

てやっていると思うのです。ただ、まあ全体的な問題としては多少不満だというところも出てくるかも知れぬけれども、ともかく地元の意向というものはくみ入れられておる仕組みになっておる。ですから、もし地域開発も、総合開発的なことを中心とする連絡会議であるならば、それがうまくいくような仕組みに合わせて、そういう連絡協議会をつくるなら私はつくってもいいと思うのです。機械的に各ブロックに分けて——機械的と言うちや悪いが、あなたの方おしかりかも知れぬけれども——九つのブロックに分けて、その分

全体会議として、すべての問題を取り上げて全体会議で議論することということも場合によっては非能率であるということも考えられますので、いま御指摘になりましたような水資源の問題は水資源部会、あるいは道路交通の問題は道路交通部会というような機能別の部会ないしは必要に応じまして地域的に限られた場合には地域部会というようなものを設けてまして、いまお話がありましたように、あらごなしをして全体会議にかけるというような、こういう方向も運用としては考えてまいりたいと思います。

をしなければならぬという問題をどう
まえて、それについての関係者が集ま
る、場合によっては、私はこういうも
のの中に市町村を全然オミットしたの
はなぜかと実はお尋ねしたいところ
があるのです。必要な市町村も、こ
れは当然入ってきてそこでやらなけ
ばならぬという問題が私はあると思
うのです。いまの水の問題なり交通
の問題なり申し上げても、たとえ
二票にまたり申し上げても、これは
具体的に市町村のつながりな
んですからね。市町村のつながり
になつてくるのですからね。それ
を全然タッチさせないで、

少し問題があるように思われるのであります。いまのような考えておきまして、どうしてもやはり常時協議、不断の協議をやっていくという考えを基礎にいたしますと、やはりある程度の地域に基礎を置いた考え方というものを勢いせざるを得ないことになりまして、それでまあいろいろ地域区分を考えたわけでございます。その結果九ブロックというふうに、一応社会通念上最も普通に考えられる地域区分をとる。それがしかも国土総合開発法に示しておるところの開発区分にも当たると、またブロック別の知事会とか、

す。そこで、こういう連絡会議のよ
うなものができますならば、あらかじ
め調整されました意見を、それそれ
の団体が持つことによりまして、法
律上の手続による意見の聴取という手
続は、まあ形を整えるということにな
るわけでございまして、その間に実質

け方もどうも実態と必ずしも一致しない、こういう中で、これはどうしてやっていくのか。どうもこれは結局集って何か問題を出して、まあこのままで検討しましょうやとかなんとかで、一年に三、四回やるのでしょうか、それで終わってしまうのじゃない

○鈴木壽君 問題によつて分科会とか
なるとかといつても、これは関係する
人が何人もおるわけじゃないのです
から、かりに関東地区なり、あるいは
東北地区を考えると、東北だつて七つ
でしょう、あなたの方の方方によつ
て。そうすると、あそこで水の問題と

これは知事の権限かもしれませんが、いずれにしてもそういうふうなかついでやっていって一体どうなるのかという問題は実は一つあるのですが、それはともかくとして、私は問題ごとと連絡協議をするという、こういう仕組みを、単にいまの自治法の二百五十二

あるいはまた市長会、町村長会の連合組織としてのブロック単位の組織もぜひおむねこの区分によっていけるといふところからこの区分を選んだわけではないでしょうか、先生の御意見のような点々につきましまして、この会議の弾力的運営という、たとえば地域別とかあるい

はまた機能別の分科会を設けることによつてそれを補つていきたいという考へで立案をいたしましたのでございます。

○鈴木壽君 これは何べんも同じようなことを申し上げておるのですがね。この前の委員会でも私申し上げましたが、端的に言つて、いまのような国と地方の事務が、事務というよりもむしろ権限と申しますか、が、はっきりしておらないところをやつても、みんな結局するところは、単なる国に対する要望とか、あるいは場合によっては地方に対する国の機関からの要請とかいふようなことになつてしまつて、ほんとうの意味でのあなた方がねらう広域行政をやつていくための連絡協調あるいは連絡協議というような機関にはならぬじゃないだらうかと、こう思うのですがね。私はいまのところ現在の時点においては、必要とする仕事別に協同処理の仕組みを考えていく、協議をする必要のある場合には、協議の機関というものをつくつていく、そうして早急にやはり国と地方の、特にいまの場合、問題になつております府県の場合の事務なり、持つべき権限なり、責任なりというものをもう少し明確にしながらやらぬと思つておる。これは、あなた方がいまあげられておる仕事の中に、いわば委任事務というのが相当ありますね。この委任事務という形、機関委任とか、団体委任とか、いろいろなことをいっておるのですが、まことにわかつたようなわからないようなことなんです、ほんとうを言へば。責任の所在はどこか。それは、委任された人も責任を持つてしうし、あるいは委任したほうでも責任を持たなきゃならぬということになるかもし

れぬけれども、いずれにしても、まことにこんがらがつたかつこうですね。河川一つとつてみましても、今度一般河川ですか、あれを国が、建設大臣が権限を持つ、管理権を持つ。もともと委任事務だから、それを取り上げることは何もないじゃないかと、そんなことを河野氏は言っているという話だが、まことにおかしいかつこうになつてゐるわけですね。そういうものをひとつ私ははっきりして、ほんとうに府県がやる仕事で、そうして府県が権限と責任を持つてやらなきゃならぬ仕事は一体何か。しかし、なかつ、それによつても、一府県だけでは処理し切れない問題、こういう問題を、一体、広域処理という名のもとに、どういう形でやるべきであるのか、こういうことを一応道をちゃんとなつけないならぬと思つておる。そうでないと、どうもこれはせつかつくつたけれども、こんな弱いものじゃだめだという文句も出てくるし、ある意味においては、どうもこれは将来道州制にいく下地じゃないだらうかという勘ぐりも出てくるだらうし、そこら辺、私はもう少し検討すべきじゃないかと思つておる。検討というよりも、考え直して、その結論の出た際に、いま言つたように、いわゆる一都府県では処理できなくて、二以上の団体にまたがるようなものを一体どうするのかと、こういうことだと思つていくのが私は正しいやり方だと思つておる。少し私、自分の意見が強く出過ぎましたが、どうです、その点は。

○政府委員(松島五郎君) 行政事務の再配分を実施して、府県の責任体制あるいは市町村の責任体制あるいは

国の持つべき分野というものを明らかにした上で、なお一府県のみでは処理できない事務について、どのような広域行政処理の体制を確立すべきかというのを考えるべきだという先生の御指摘、まことにごもっともでございます。

現在、国の臨時行政調査会におかれましても、事務委譲の問題について、いろいろ御検討されております。また地方制度調査会においても、この問題については昨年度来取り組んでおられるわけでございます。したがうして、私もそういったしましては、できるだけ地方団体が責任を持つて仕事を処理する、と申しますのは、行政は、やはりその行政を受ける住民の身近なところにおいて行なわれる、そのことが住民の監視のもとに行なわれるというところによつて民主的な行政体制が確保されるということが必要であると考えますので、そういう意味からも、できるだけ府県ないしは市町村に、事務が大幅に委譲されるべきであると考えておるものでございます。最近、新聞等によつて見ますと、臨時行政調査会の事務配分の関係をやつておられます部会と申しますか、その方面におかれましてもそういう方向で事務配分を行なうべきであるという御意見のように聞いております。またその際に、それでもなお二以上の府県にわたる行政というものが今後ふえてくる、それに対しての道としての、やはり地方団体も国の出先機関も参加した一体的な協力方式が望ましいという御意見であるということも伺つております。したがうして、いま先生御指摘のように、事務配分の問題として、強力に地方団体を中心に解決をしていかなければ

ばならないと考へますけれども、それと同時に、国の出先機関も含めた広域行政の処理体制というものは、この際確立する必要があるのではないかと、かように考へておるのでござい

ます。

○鈴木壽君 だから、その広域行政の処理をしなければならぬというものは、具体的に一体何か、こうなると、河川の問題、水資源の問題をやつたつて、水資源の開発促進法ですか、こういうものからしたつて、これは国の責任なのか、一体どうなんです。どこでこういうことをやるというたてまえなのか、そういうたてまえについて、それをまずひとつお聞きしたい。

○政府委員(松島五郎君) 水資源開発基本計画の策定は、内閣総理大臣が行なうことになっておりますので、国の責任であるというふうに考へております。

○鈴木壽君 国の責任で事業をやる場合には、それそれまたあるでしょうが、国の指定も基本計画をつくるのも、これは大ざっぱにいうと国の責任ですわね、それをまた自分たちで処理しなければならぬというより、広域行政の協議なり協調する場を持つてきて、一体どういうことになるのか、私の言うのはそこです。そこをはつきりしてないから、地方自治体を中心になりたいとか、あるいは自主性を守るために、地方自治という線をあくまで取り上げられる問題は、地方自治体に権限のない問題だ。そこでやつて出ていくものは、かりに意見がまとまつたにしても、協調連絡ができたにして

も、要するに何なりというのにすぎないのじゃないですか。

○政府委員(松島五郎君) 地方行政連絡会議で問題となります事項すべてについて、地方公共団体が全部権限を持つていなければならぬと私は必ずしも考へておりません。と申しますのは、もしも地方団体が全部処理する権限を持つております事項でありますならば、あえて国の出先機関まで入れて協議をする必要は、逆にいへばないわけでございますので、ものによりましては、地方団体の権限内の問題もございましてしうし、ものによりましては国の権限に属するものもあるかと思ひます。いずれにいたしましても、それらの問題について、地方団体の立場、地方団体の意見というものが十分反映せられることが必要であると思つておる。そういう意味で、国の機関と国の権限に属するものについて、は、国の機関に地方団体の意向を十分反映するような処理をしてもら

う、また、地方団体の権限に属する問題については、ものによつては、国の立場というものを考へて処理しなければならぬものもあるかと思ひますが、そういう意味においては、権限は相互にありまして、やはり相互の立場というものを十分連絡協調しながら仕事を進めていくというところにねらいがあるものと思つておるわけでございます。

○鈴木壽君 じゃもう一つ具体的にお聞きしますがね、河川法の改正で国に管理権を引き揚げるといふ問題、一昨年あたりからずいぶん騒いでおる。いまの国会でも、また出てきておるのですが、知事会ではこぞつて反対をす

る、それぞれのブロックの知事会なり
そういう会合の。知事だけじゃない、
議長会とかそういういろんな地方団体
の連絡会みたいなところで反対をして
いる、にもかかわらず、強引に法制化
する、というようなことをしている。し
かし今度は、こういうものがあれば、
これによって、そういうことなんかで
きなくなるんだというふうなお見通し
でありますか。

○政府委員(松島五郎君) ただいま申
し上げましたように、地方団体の権限
に属しますものにつきましても、この
連絡協議の場合において、国の立場も
必要なものについては十分反映をす
る。また地方団体の利害あるいは意見
も、国のほうにこれも十分反映をする
という体制が確立いたしますならば、
あえて地方団体の権限を、何が何でも
国に引き揚げていかなければ円滑な処
理ができないというふうな事態はな
く、いま御指摘のような問題も逐次
解決していくものと考えております。

○鈴木善君 逐次解決をする――。い
ま地方が持っている委任事務とかなん
とかはともかく、河川の管理というも
のは機関委任だというたてまえに立っ
ているが、いずれにしても、自分の区
域のところは自分が管理をする、知事
が管理をするというはつきりしたたて
まえがありますね。その権限すら
持つていくという、こういういわば強
引なやり方を、あのような反対の中
でも、とど、やろうとして法制化して
いまい国会に法案が二度にわたって出さ
れておる。一体国の権限になつたもの
の、一般河川の指定するものを、国が
管理権を持つというふうになったもの

を、いやどうしてもわれわれは前のよ
うに、やはり都道府県知事にその権限
を、河川管理権を持たせるべきであ
る。そうでないと総合的な地方行政と
いうものは行なわれないのだ、こうい
うことで意見がまとまる。これは私
ぐまともと思う。そうした場合に、
その意見を具申しても、私は簡単に
できっこないと思う。知事の望むよう
な、そこでもあった意見のよう
な、は、ですね。だから私は、何とい
うか、お互いの仕事仕事によって持た
なければいけない権限なり責任という
ものを、もつとはつきりさせて、整理を
してからでないか、ここでねらうよう
な効果というものは期待できない、こ
ういうふうな繰り返して申し上げたい
のですが、いまかりに、河川法があ
り、この形でも国会を通つた場合に、
ここでどういうふうな、しかも地方行
政の中でもその問題が取り上げられ
て、そういう結論が出た場合どうな
る、あなたの方信あります。これは
資源開発なり、あるいは住民のいろん
な、その地域の水利権なり、非常な根
本的な問題を含んでおります。その
う問題、ぜひ従来のように都道府
県知事の管理のもとに置きたい、置
べきである、こういう主張があつて
も、簡単に私はその意見というもの
は通らないと思うのですが、どうで
す、その点は。

○政府委員(松島五郎君) いろいろな
御指摘の問題については、もしもこ
うなつたならばどうなるかというふうな
御質問でございますので、私共の段
階で予測的なことを申し上げることは
できませんけれども、いま御指摘のよ
うに、権限の分配の問題につきまして

は、なかなかむずかしい問題がござい
ますので、御指摘のようにこの連絡会
議で、かりにこの権限はこへ移すべ
きであるというふうにきまつたからと
いって、直ちに権限委譲が行なわれる
というふうなことは少ないであらうと
いうふうには考えられます。しかしな
がら、連絡協議の場合には、国の出先機
関も入つていろいろ論議をするわけで
ございまして、そこできまつたこと
は、単に地方だけがきめたというだけ
ではなく、尊重されるべき性質のもの
であらうというふうな考え次第で
ございまして。

○松澤兼人君 いまのお話を聞いてお
りますと、鈴木君は、なるほど
河川法の改正があつて、河川の管理権
を国に引き揚げた場合という仮定のこ
とであります。しかし、官房長のお話
も、こうありたいとか、こういふ
にしたいといふことか、そういう
希望的なお考えが出ております。こ
で鈴木君がほんとうに聞きたいこと
は、先ほどお話のありました水資源、
あるいはまあ近畿圏なり首都圏なり、
そういう法律と法律との競合という問
題について、こちらが他のいかなる法
律の規定にかかわらず、優先するんだ
という保証もない、ですから、こちら
の法律が成立したとしても、あるい
は水資源とか、あるいはまた近畿圏
の、あるいは首都圏、そのほかの法律
との競合をどうするか、政府は知事の
意見を聞けばそれで済む、知事は水資
源の場合、私は水をやりたくないと言
う、下のほうでは水をもらいたい、こ
ういふ連絡協議をこしらへましても、
おそくはそこで意見が一致するはず
がない、ですから、この法律がで

きるならば、意見の調整ができて円満
にいけるといふ保証があるならともか
く、法律の競合という問題をもう少し
具体的に御話し願わないと、この法律
ができて、水資源の、政府が府県の
知事の意見を聞いて処分するんだと、
こういう法律が別に制約を受けぬわけ
ですから、ですから、そういう点、
はつきりした法的な解釈が、この法律
ができればこの法律はこうなります、
あるいはこの法律は改正しなければな
らぬのだ、そういう法的、あるいは専
門的な、そういうお話を私たちは聞き
たいと思つております。もう時間もござ
いせんから、これ以上聞きません。か
ら、同じような性格、あるいは内容を
持った法律がたくさんできていて、そ
してこの上にまたこの法律ができる、
そうすると、重なり合つたり、あるい
はまた制約し合つたりするような条文
が多分出てくると思う、そういう、
いわば法律の整理というか、大きな見
地からそういったことがなければ、こ
の法律ができて、結局屋上屋を架す
るだけではないか、こういう心配があ
る、そういう専門的なお話をどうで
すか。

○政府委員(松島五郎君) ただいま御
指摘のございました各種の法律によつ
て都道府県知事の意見を聞くという制
度があり、あるいは審議会を設けてそ
の審議会にかつて事務をきめていく
というのがある、その場合における意
見聴取ないしは審議会の意見聴取とい
うようなものと、この連絡協議とはど
ういふ関係になるかという御指摘かと
考えますが、御指摘のように、この連
絡協議そのものが、それぞれ協議をし
て意見の一致を見せん限りは、何ら

そこきまつたものが出てこないわけ
でございまして、かりに、水資源の
問題についても、関係団体ないしは国
の出先機関も入りましている協議
をしたけれども結論が出なかつたとい
う状態において水資源開発基本計画を
つくるということで、内閣総理大臣が
意見を聞くということになりますと、
依然として従来と同じように、それぞ
れの団体が、それぞれの意見を述べる
ということにはなるかと思ひます。
その関係で、他の開発計画についての
審議会の意見聴取の場合等とも同じよ
うな状態があらうかと思ひます。しか
しながら、私どもの考えておりますこ
とは、いまこの連絡協議ができたか
ら、直ちに水資源開発の問題について
も、利害関係が著しく対立している府
県同士の間で、話がつかないという
うちに考えているわけでは必ずしも
ございせん。そういうむずかしい問題で
あればあるほど話がつきにくい、つき
にくければつきにくいほど、できるだ
けお互い同士の間で話をつけていく
仕組みをつくつて、その上に立つて努
力を續けていかなければならないの
ではないか、それが地方自治を守つて
いく一つの道であるというふうにも考
えておるわけでございます。したが
いまし、先ほどもお答えをいたしました
ように、法律上は、水資源開発基本計
画をつくるときは内閣総理大臣がそれ
ぞれの府県知事の意見を聞くからそれ
で済むかという、やはり意見の調整を
されないうちは問題が残るわけであ
ります。そこで、この連絡協議とい
うような組織をつくることによつて、常
時そういった問題を話し合い、利害関
係の調整をはかるというふうな仕組み

きるならば、意見の調整ができて円満
にいけるといふ保証があるならともか
く、法律の競合という問題をもう少し
具体的に御話し願わないと、この法律
ができて、水資源の、政府が府県の
知事の意見を聞いて処分するんだと、
こういう法律が別に制約を受けぬわけ
ですから、ですから、そういう点、
はつきりした法的な解釈が、この法律
ができればこの法律はこうなります、
あるいはこの法律は改正しなければな
らぬのだ、そういう法的、あるいは専
門的な、そういうお話を私たちは聞き
たいと思つております。もう時間もござ
いせんから、これ以上聞きません。か
ら、同じような性格、あるいは内容を
持った法律がたくさんできていて、そ
してこの上にまたこの法律ができる、
そうすると、重なり合つたり、あるい
はまた制約し合つたりするような条文
が多分出てくると思う、そういう、
いわば法律の整理というか、大きな見
地からそういったことがなければ、こ
の法律ができて、結局屋上屋を架す
るだけではないか、こういう心配があ
る、そういう専門的なお話をどうで
すか。

○政府委員(松島五郎君) ただいま御
指摘のございました各種の法律によつ
て都道府県知事の意見を聞くという制
度があり、あるいは審議会を設けてそ
の審議会にかつて事務をきめていく
というのがある、その場合における意
見聴取ないしは審議会の意見聴取とい
うようなものと、この連絡協議とはど
ういふ関係になるかという御指摘かと
考えますが、御指摘のように、この連
絡協議そのものが、それぞれ協議をし
て意見の一致を見せん限りは、何ら

きるならば、意見の調整ができて円満
にいけるといふ保証があるならともか
く、法律の競合という問題をもう少し
具体的に御話し願わないと、この法律
ができて、水資源の、政府が府県の
知事の意見を聞いて処分するんだと、
こういう法律が別に制約を受けぬわけ
ですから、ですから、そういう点、
はつきりした法的な解釈が、この法律
ができればこの法律はこうなります、
あるいはこの法律は改正しなければな
らぬのだ、そういう法的、あるいは専
門的な、そういうお話を私たちは聞き
たいと思つております。もう時間もござ
いせんから、これ以上聞きません。か
ら、同じような性格、あるいは内容を
持った法律がたくさんできていて、そ
してこの上にまたこの法律ができる、
そうすると、重なり合つたり、あるい
はまた制約し合つたりするような条文
が多分出てくると思う、そういう、
いわば法律の整理というか、大きな見
地からそういったことがなければ、こ
の法律ができて、結局屋上屋を架す
るだけではないか、こういう心配があ
る、そういう専門的なお話をどうで
すか。

きるならば、意見の調整ができて円満
にいけるといふ保証があるならともか
く、法律の競合という問題をもう少し
具体的に御話し願わないと、この法律
ができて、水資源の、政府が府県の
知事の意見を聞いて処分するんだと、
こういう法律が別に制約を受けぬわけ
ですから、ですから、そういう点、
はつきりした法的な解釈が、この法律
ができればこの法律はこうなります、
あるいはこの法律は改正しなければな
らぬのだ、そういう法的、あるいは専
門的な、そういうお話を私たちは聞き
たいと思つております。もう時間もござ
いせんから、これ以上聞きません。か
ら、同じような性格、あるいは内容を
持った法律がたくさんできていて、そ
してこの上にまたこの法律ができる、
そうすると、重なり合つたり、あるい
はまた制約し合つたりするような条文
が多分出てくると思う、そういう、
いわば法律の整理というか、大きな見
地からそういったことがなければ、こ
の法律ができて、結局屋上屋を架す
るだけではないか、こういう心配があ
る、そういう専門的なお話をどうで
すか。

きるならば、意見の調整ができて円満
にいけるといふ保証があるならともか
く、法律の競合という問題をもう少し
具体的に御話し願わないと、この法律
ができて、水資源の、政府が府県の
知事の意見を聞いて処分するんだと、
こういう法律が別に制約を受けぬわけ
ですから、ですから、そういう点、
はつきりした法的な解釈が、この法律
ができればこの法律はこうなります、
あるいはこの法律は改正しなければな
らぬのだ、そういう法的、あるいは専
門的な、そういうお話を私たちは聞き
たいと思つております。もう時間もござ
いせんから、これ以上聞きません。か
ら、同じような性格、あるいは内容を
持った法律がたくさんできていて、そ
してこの上にまたこの法律ができる、
そうすると、重なり合つたり、あるい
はまた制約し合つたりするような条文
が多分出てくると思う、そういう、
いわば法律の整理というか、大きな見
地からそういったことがなければ、こ
の法律ができて、結局屋上屋を架す
るだけではないか、こういう心配があ
る、そういう専門的なお話をどうで
すか。

を通じまして、できるだけ意見の一致をあらかじめつくり出しておくということが必要ではないかというふうに考えておるわけでございます。したがいまして、これはできたからすぐぱっと効果があらわれるというわけにまいりませんで、その点、はなはだ不十分なようではございますけれども、しかし、こういう制度は、やはり努力によってのみ成果を期待することできる性質のものではないかというふうにも考えます。法律的に裁定機関のようなものではございませんから、すぐそこで結論が右から左に出せるというものでなければならぬというふうに考えることもないのではないかと、いうふうに考えておるわけでございます。

○委員長(竹中恒夫君) 本案について本日の審査はこの程度にいたしたいと存じます。

次回は五月二十八日本曜日午前十時開会予定でございます。本日はこれにて散会いたします。

第三十一号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三	四	六	直してまい	直してまい
三	四	七	たい、こう	うりたい、こ
三	四	八	いうに	ういうよう
四	二	五	これには	これは
四	二	三	されたのが	されたのか
五	二	三	終わ	直ちに
五	二	四	りか	放置
五	二	五	入浴	入浴
五	二	六	浴室	浴室
五	二	七	同じよう、	同じように
五	二	八	にいわる、	いわる
五	二	九	な、という	な、という
五	二	一〇	きまたです	きましたで
五	二	一一	す	す